

カール・レンナー『諸民族の自決権』(2)

太 田 仁 樹

第1部 民族(Nation)と国家

第1篇 民族(Volk), 民族(Nation), 国家, 人類

第1節~第6節(前号)

第7節 民族の法理念(本号)

第8節 民族共同体の絶対性と妥当性(本号)

第9節 世界国家と民族国家(本号)

第10節 多民族国家における諸民族の国家内部での闘争(本号)

第11節 われわれの任務(本号)

第2篇 多民族国家

第12節 解決の可能性の展望(本号)

第1章 原子論的理解

第13節 個人の個人的基本権としての民族と民族性(本号)

第14節 集団現象としての民族(本号)

第15節 a) 経済-社会問題としての民族問題(以下, 次号)

第16節 b) 言語問題としての民族問題

第2章 有機的理解

第3篇 民族

第4篇 国家

第5篇 連邦国家

第1部 民族(Nation)と国家

第1篇 民族(Volk), 民族(Nation), 国家, 人類

第7節 民族の法理念

そこで、民族(Nation)についての社会主義者の見解とナショナリストの見解の分岐線についての疑問が生ずる。両者は互いに重なり合うところがあるのでないのか？

これまでの研究によって、われわれはこの線をはっきりと引くことができる。両見解によれば、民族には、固有の人格がある。この固有人格は、ナショナリストの意味では、絶対的なもので、責任を負わず、縛られないもので、それ自身および国家に対して無政府的な相互関係にあり、いつも隣人を殺す用意ができていて、隣人に殺される危険にさらされている。彼らの唯一の望みは、純粋たる事実上の自己の権力である。

社会主義者の意味では、この固有人格は、諸民族一家(Völkerfamilie)の成員であり、全体に従

い、人類的秩序によって利己的な恣意を制限しているが、同時にそれによってその存在とその権利を保証されている。彼らの唯一の望みは、秩序ある確実な法権力である。

両者のあいだには、穴居人と市民とのあいだの差異に似た違いが存在する。誰か穴居人の絶対的に制限のない生活をうらやむ人がいるとすれば、少なくとも隣人の棍棒が彼を食糧にってしまうまでは、確かにその人は主権者である。

それゆえに、法学的に表現すれば、ナショナリストの固有人格とは民族的主権（*nationale Souveränität*）であり、社会主義者のそれは民族自治（*nationale Autonomie*）である。無規定で流動的な表現では、「諸民族の自決権」はこの両概念にまたがっている。

自治はつねにより上位の全体への編入とその枠内での自決を前提としている。それは人間の二つの役割を包含している。

第一に、内部での自決権、一人立ちと自立とである。ヨーロッパ諸民族のなかでは、明らかにフランス人とイギリス人はその自決権をもっている。帝国のドイツ人は、戦争までは、彼らのために世界舞台上で行動し、その神だけに責任をとる自分の親族の補佐のもとにあった。もっと厳格なのが、ロシア人の後見である。——ロシア人自身はそれをまぬがれていた。内部の自決の獲得は民族的自覚の最初の命令であるが、——ナショナリストにとっては、最後の命令である。（純ロシア人を見よ。）

民族的自治の第二の側面は、全体のなかでの共同決定権、共同服従の代価としての諸民族会議（*Völkerrat*）による共同統治である。内部での自決権の要求が完全であるほど、その自決がインターナショナルなどのようなものをも廃棄するべきでないなら、外に対しては制限を課せられねばならない^[原注1]。アリストテレスが政治的自由のメルクマールと認めた共同支配への参加が、主権者の専制にとって代わる。どの民族（*Nation*）も他の民族に服属することなく、各民族が、世界中で直接に、共同支配するすべての民族（*Völker*）の総体に服属せねばならない。このようにすることでのみ、インターナショナルは可能である。

思うに、インターナショナルの基本思想の公式な法学的定式化が欠けていたにもかかわらず、これまでのすべての制度と行事とは、この表象によっておこなわれていた。しかし、法学的評価が示しているのは、まず第一に、民族は権利を持つ人格であり、単なる権力的創造物だとは理解されないこと、インターナショナルな体制のなかではじめて、民族は存在を保証された法秩序の成員となることである。要するに、ここで初めて法理念としての民族は、歴史のなかに導入されるのである。

民事訴訟の時代が自力自衛の時代よりも進んでいるのと同様に、先行段階よりも進んだ文化の新しいより高い段階が、民族の合法化によって、目に見えるかたちで獲得される。ここでは、民族性（*Nationalität*）のなかに含まれる文化的要素が失われることはないのである。

諸民族（*Nationen*）がそれによって獲得するものは、まったくはかり知れない。それが何を意味するかについては、はっきりしておこう。住民は、法の範囲が保証されない限り、片手に鋤を持ち、他の手には剣を持って、法の範囲の境界を確かめなければならず、財産と生活を失う危険なしに時を過ごすことはない。市民的法秩序が打ち立てられるや、彼は両手を、すなわち全力を土地の耕作に向けることができ、何十倍・何百倍の収穫を引き出すのである。諸民族については違うだろうか？ 何十年を通じて、彼らは最良の力、すなわち若者の精鋭を、つねに武装させておき、最良の財産を死の準

備に向けねばならず、にもかかわらず生活の確実さを享受することなく、いつも没落の危険にさらされていた！ そのような彼らは、外的成長の最大の力を甲冑と棘のある毛皮に用いる醜い動物である亀や針鼠に酷似している。亀や針鼠として存在することは、数十年來の装甲艦や銃剣のもとでの生活であり、人間の精神性の悲しむべき頹廢だけが、このような存在をなお莊嚴で人倫的なものとみなすのである。カントとシラー以來のドイツの精神的世界が、いかに深く、いかに底なしに落ち込んでしまったことか！ そしてついには諸民族は、実際に試してみることを、その経済の成果と文化の精華を単なる自己主張の意志の犠牲にしてしまうことを、まぬがれないのである！

民族の存在、法の範囲、共同統治が、全人類の法秩序によって保証されるならば、われわれは初めて本当の文化的な労働の自由を持ち、今日では「民族(Nation)の隷属民」(Otto Bauer)である膨大な人々(Volk)がそこから締めだされているジョレスの宝箱が、初めて万人に享受され、万人によって豊かにされるであろう。社会民主主義は何を望むのかが理解される。「民族(Nation)の発展だけが問題なのではなく、全ての人々(Volk)の民族(Nation)への発展も問題なのである。それゆえそれは、二つの方向で、民族の外的存在および内的存在において、当然にも、諸民族を解放する者(völkerbefreiende)と呼ばれるのである。

第8節 民族共同体の絶対性と相対性

それにもかかわらず、プロレタリアートを基礎とするインターナショナルな思想が唯一の遺産であるということでは決してない。プロレタリアートは、キリスト教、ヒューマニズム、ドイツ古典哲学と法学説の遺棄物の後見者となり、それをさらに発展させたが、この理念は、資本主義と戦争の直接の利害関係者でない者すべての共有物になりうるし、またなるであろう。民族の法理念は、この戦争の血生臭く破壊的な試みの後に、政治的な権力理念を押しつけた。戦争のただ中に、それは、それなりに声高な唱道者を見いだした。それ自身が、恥ずべきやり方で戦争手段として濫用され、残念ながらこの形で初めてブルジョア的な大世界で知られるようになった。三国協商とウィルソンは、そのために尽力することはなかった。この歪曲を脱し、しばしば正当なものである誤解を解くには、時間が必要であろう。

ブルジョア的思想にとっては、おそらく民族共同体の相対性を提示すれば十分である。社会主義という媒介思想によって民族的理念を理解する必要はない。

職業と階級が共通の利害を持つこと、学者と芸術家の流派、教派と教会が人間と人間のあいだに、拒むことのできない共同体をつくることを、ナショナリストも認めはする。にもかかわらず、ナショナリストは、政治的実践において、それを承認しようとはしない。彼には、ただ一つの共同体、民族共同体が絶対なのである。どの異民族も、彼には他者であり、敵にすぎない。彼らとの長期的なつながりは非人倫的だとみなされるべきで、まさに民族的大逆罪なのである。他面では、同じ民族の成員内部に、精神的および社会的な諸対立があり、したがってそれを表現せねばならないということを強調するだけで、彼には、民族を引き裂くのと同様の重大犯罪なのである。彼はこの点でも首尾一貫していて、共同体のこの絶対性をその主権から厳格に導くのである。

今日では、それは見え透いたフィクションである。世界の学者と芸術家は、民族文化の刻印をより

鋭く押されてはいるが、それぞれが純粋なものであるほど、すでにながらく不可分のインターナショナルな精神の共和国をつくっている。自らの技芸ではなく、国家の最層で免許を得ているツンフト親方だけが、この共和国を拒否するのである。すべての身分、職業、階級は、等しくインターナショナルな共同体であり、戦争前にあったインターナショナルな組合と会議の数を明らかにするのが難しいほどである^{〔原注2〕}。この事実上の共同体の法的な結果として、諸国家によって設立された無数のインターナショナルな官庁と機関および超国家的行政の組織がある^{〔原注3〕}。

超国家的な共同体の稠密な網全体は、国家と言語の境界が分断しようとするものを、調整し、結びつける。論理的に、主権の立場からは、この共同体はすべて考える事実的および法的な基礎を持たないことになる！ 国家主権と民族的な絶対性は、境界を越えた「団体の結成禁止」に結びついていなければならないはずだからである。これらの有機的な共同体と共通の組織はすべて戦争前に存在していて、戦争後再び現われ、確かに近代的な生活の新しい一部を形成し、世界の最も確実な事実となっている。

だが今日では、この事実には、それにふさわしい表現が欠けている。これらの組織が、個別国家の国権のもとにではなく、より上位の共同社会の行政と裁判のもとにあれば、それは可能であろう。そのような官庁も上位共同社会も存在しない！

このことがわれわれに教えてくれるのは、今日存在する国家間秩序が、今日生きている人びとの法的組織をつくるという、提起された問題をもはや解決することができないということである！ 政治的地図の上の多彩な色は、ながらく世界についての誤った像を与えている。この最も幼稚で、機械的で、地域的な区分の像は、生活の多彩な現実を歪め、多くの繋がりを覆い隠している。

もちろん、既存の諸国家は、境界を越えた新しい存在形態となろうと試み、無数の協定を結び、蛮行を手段として、相互主義と報復により自己を維持しようとするが、せいぜい不十分にしか維持できない。意識的に創造された、また創造されつつあるインターナショナルな法秩序は、インターナショナルな法益を率直に承認し、敵対する諸国家の意志に抗してそれを護らねばならない。

ここで諸国家が実行することは、諸民族（Nationen）にとって完全だとみなされる。諸民族の上に立ち、一つの表現でまとめられている、等しく共通の利益と機関をもつ上部構造は、西洋の経済および文化共同体をつくっている。この共同体、すなわちそこに含まれている共通性の総計が、もはや排他的な存在ではなく、他の共同体と並ぶ存在である国民共同体を制限している。もはや誰も、ドイツ人だけ、フランス人だけであることはもはやできず、人は、物理学者、大商人、プロレタリアート等々でもあることを、とりわけ人間、文化世界の人間で市民でもあることを、侮辱されることなく、選び取ることが許される。かくして誰もが、一般的な人間的、経済的、社会的な利害に関しては西洋文化共同体に属し、民族的利害に関しては民族（Nation）に属するのである。だから民族とインターナショナルという両者は、相対的な共同体であり、絶対的な共同体ではない。世界組織の問題は、国際共同体（Völkergemeinschaft）と民族（Nation）で権限を分割することである。

かくして、現状は以下のとおりである。世界は支離滅裂になっている。地球は、敵対的なバリケードに覆われた光景に切り刻まれている。人びとは、武装して互いに死の威嚇を交わす部隊に引き裂かれている。無政府状態が、インターナショナルな法状況である！ 戦争は無政府状態の行進に他なら

ない！ しかし現実には、諸国（Länder）と諸民族（Völker）とは、かつてなく緊密に互いに絡み合い、普遍的法秩序による普遍的平和とその保証を熱望している！ この矛盾は神人ともに許さぬことである。世界の新秩序こそが問題なのである。新しい普遍が現われるであろう。教会が企て、哲学が夢見た普遍、すべての民族（Nationen）の戦争の惨禍がそれを強制するであろう。そこで初めて、民族（Nation）と人類とが、民族的権力とすべての諸民族（Völker）の権利とが調停されるであろう。

第9節 世界国家と民族国家

今日の戦争の惨禍と戦後のすべての諸民族（Völker）の経済的および文化的な惨状とは、西洋の超民族的（übernational）な法共同体を求めている。世界国家が告知され、恐ろしい陣痛に入り、すでにそれが生まれることのできる法形態を求めている。そこに導き、それを強制する発展は、すでに存在する多民族国家（Nationalitätenstaat）のなかに、いわば試作品としてつくられている。多くの諸民族（Völker）が、互いに自由と平等のなかで、超民族的な国家制度を、民族国家よりも高次の秩序を持つ国家制度をつくり出す法形態を発見し、明示するという使命を、歴史は与えているのである。民族の法理念を理解するすべての者にとって、伝統的価値の大胆な評価変更がなされるのは当然のことである。従来、民族国家が国家の最高形態であり、人間の共同生活の理想であるとみなされていたが、今日では、一般の利益および文化史的意義において、多民族国家は民族国家を越えている。世界国家が最高なので、それはいまだ最高の理想ではないが、その徴候および前段階であり、その先駆者および開拓者である。この準備作業の困難、その使命の重荷のゆえに、長い間、市民自身が多民族国家を嫌い、その著作においてさえ根絶されているということもありうる。——多民族国家がその任務を理解することが少ないほど、ますますそうである。——だがそれは、歴史的に思考する者の目には、価値のないものではない。

歴史的創造物のなかで、多民族国家についてのものほど多くの誤謬が、教養ある人のなかで広まっていることはない。無知と偏見は、世界戦争の勃発まで、次のような見解をはぐくんできた。それによれば、多民族国家は、以前から世界で例外となっていて、時代遅れになっている。実際には、1914年に世界戦争に登場した諸国家は、圧倒的に多言語で、幾つかの諸民族（Völker）や諸民族（Nationen）がそこに住んでいて、英帝国やロシアは、被抑圧諸民族（Nationen）の解放のために出陣するという口実をつかった。すでに発展そのものが、閉じられた民族国家の枠を越え、民族の政治的理念を本質的に変化させたということを明らかにしたのは、オットー・バウアーの功績である^{〔原注4〕}。初めは民族の統一と自由を、異民族の放棄と自民族少数者の編入を、要するに民族国家を志向するが、今日では他の諸種族集団（Völkerschaften）、諸民族（Völker）、諸民族（Nationen）の経済的・政治的な掠奪、かくして一民族（Nation）のブルジョアジーが支配する多民族国家の創設に進む。ここには、数十年以前の民主主義的ナショナリズムから、民族的帝国主義への、戦争の一因となる民族政策への顕著な転換がある。「もはや民族国家ではなく、帝国主義的多民族国家が彼らの獲得目標である」（426頁）。理論及び実践において、民族性原理のこの拡大は同時にその揚棄である。「カルテル利得を欲する金融資本のための、また投機欲がある相場師のための自民族の統一と異民族の支配という思想、これこそが帝国主義の民族性原理なのである」（同書、429頁）。ブルジョアジーの

経済的發展，産業資本の金融資本への發展，要するに政治経済は政治的民族を追い抜く。民族国家は世界権力を目指し，まず商品と資本によって，最後には機関銃と大砲によって，狭くなった民族的定住領域を乗り越える。かつては諸民族（Völker）の理想であった民族（Nation）はついには，帝国主義の戦争の偽善的な口実にまで貶められる。多くの競い合う諸民族（Nationen）の世界権力志向は，一つの世界国家への苦しみに満ちた移行をなすのである。

それにもかかわらず，資本主義的帝国主義は，多民族体制の維持あるいは形成の唯一の動機ではない。人間の交わりの従来最高の制度である国家さえ，民族（Nation）が与えようとする役割に抵抗する。民族は，国家を見せかけの道具に貶め，国家と法をその意志と命令に屈服させ，その際，従来ブルジョアジーが国家機構全体に法律として至る所で自分の意志を押しつけていたシステムである議会主義を利用しようとするのである。国家と法だけが，政治的民族（Nation）よりも古く，それ以前に存在し，それ以後に存在するであろう。国家と法は，その広がりと機能とにおいて普遍的である。それは民族的共同体関係だけではなく，あらゆる人間的共同体関係を包含する。国家権力は，——まとまった民族国家においてさえ！——民族的利害を超えて存在する。それは，戦時に，市民層の思慮のある部分にも感じられるようになる。戦争中，ドイツの教養層において，「超民族的國家」という言葉および思想が現われた^[原注5]。

他の場所で，私は，何が「超民族的國家」を決定するのかを叙述した^[原注6]。ここでは以下に簡単にのみ掲げる。

国家の目的については，多くの書物が書かれている。どの時代にも，特別な二目的が，国家の任務の頂点にある。それについて，アリストテレスは，国家は生活のために（του ζην ενεχα）生じてくるのではあるが，よい生活のために（του ευ ζην ενεχα）存続するのであると言う。生存の必要から出発し，それは幸福と美のなかでの生活を目指とする。確かに，人間の最初の交わりは，飢えの強制と種の保存の衝動のもと生成した。生計の維持，子供の養育，自然の脅威と敵の暴力に対する防御が，国家の最初の，最も本源的な，しかも最高の任務である。その枠の中で，国家は人間の文化というより高い約束に取り組む。つまり，この共同体の目的，フィヒテのいう「必要國家」は，他のすべてのことに先行するのである。だが，なかんずく人間の経済は，生存の必要を満足させるよう定められている。それゆえ経済的な必要性が，時には——民族的定住領域の広狭にかかわらず——諸國家に外的境界を引き入れ，時には——ナショナリズムの理想にかかわらず——支配のための行政課題を課す。

まとまった農場および隣接村落において人間の生活が営まれるかぎり，おそらく大農場経済が國家の地位を主張しうる。経済の範囲が徐々に拡大すると，まとまった農場経済が突破され，市場から都市がつくれ，中世後期の自立した都市共和国になる。それらは，後に都市近郊を結合して，身分制時代の領邦國家となる（領主主権）。さらに，いわゆる民族経済（Nationalwirtschaft）となり，民族國家がつくれる。世界経済がつくれ，世界強國が生まれ，時が来れば，世界國家も求められる。國家は，民族的というよりも，経済共同体である。この長い歴史の道程には，どの地域の経済領域の大きさも民族的定住領域の大きさと一致するまったく短い局面がある。これまでで最高の人間の交わりである國家が，あたかも民族（Nation）という鎧をつけ，その永続的な道具となりうるかのような見

せかけを得ることができるのは、この局面においてである。

人間にとって、生存の必要が特に意識されるのは、十分な力と年齢の男が、妻や、幼い子供、老いた家族の世話を同時にする場合である。この養育と保護の必要性は、民族(Nation)よりも古くからあり、それ以前にも、それ以後にもあるであろう。社会の人間のおよび社会的な任務は、民族的任務に先行する超民族的なものである。国家は、民族的な文化的任務に取りかかる前に、それらを満足させる義務がある。それゆえ——他の多くの理由とともに——国家は民族(Nation)より以前にあり、ビスマルクのような民族の英雄たちでさえ、ナショナリストであるよりも、国家主義者(Etatisten)であった。

しかしながら、人間社会の経済的、社会的、人道的な必要は、機能において民族的な必要に優先し、既存の国家は、すでに空間的にも、民族的定住領域を乗り越えているので、多かれ少なかれ小民族(Kleinvölker)や民族の一部(Volksteile)を抱え込んでいる場合には、民族性原理にもかかわらず、民族的に入り交じった行政の明白な困難を克服し、多民族国家として存続している。

どの多民族国家でも、オーストリア・ハンガリーでも、前世紀の一時代の民族思想の燃える思いの内なる情熱と力強い外への登場との後には、なおそれが存在するという以外に目立ったことはない。中欧における民族国家形成の時代である1848年から1870年に、同時代人の意識のなかでは、多民族国家オーストリアの存在資格は、事実上否認されていた。南東ヨーロッパで同じ過程が生じている今日、それがまた問題となり、武器を持って争われている。ナショナリズムは、首尾一貫するならば、それ以外ではありえない。多民族国家の存在資格を否定しなければならない。誠実に行動するならば、それを破壊する政策を採らねばならないのである。すべての汎民族的運動、大ドイツ主義、全ドイツ主義、全ポーランド主義、大セルビア主義、大ルーマニア主義は、ブルジョアジーの支配的イデオロギーに対して、あらゆる種類の国土回復主義者を少なくとも内心では正しいものとしている。ナショナリズムは、理論的に首尾一貫性に対してたじろぐなら不明瞭と錯乱になり、実践的に外的な行動に対してしり込みするなら政策の中途半端と一貫性欠如になり、同時に多民族国家(Völkerstaat)の貧困化と解体、終わりのなき悲惨という結末に達するであろう。ついには、国家にも民族(Nation)にもあえて与することができず、国家と民族を同時に滅ぼし、いまや国家には愛国者だと称し、同時に民族には急進的な反逆者だと称して、あの勲章とこの月桂冠を同時に手に入れ、手のひらを返して超愛国者から国事犯に変身するような民族諸政党の不快、嫌悪、悲惨を、われわれオーストリア人が知らないわけではない。

多民族国家が、ナショナリスト諸政党の指導のもとに、少なくともその精神的な影響のもとに陥るなら、国際法上ときおり生ずる無政府状態と野蛮が日常の行政に生ずる。国家を支配する諸民族のあいだで通用し、世界戦争を惹き起こした恒常的戦争と同じ哲学は、国家内部の政治的雰囲気全体に浸透している。それが展開する形態だけが違うものであり、特別な研究を要するのである。

第10節 多民族国家における諸民族の国家内部での闘争

われわれがこれまで大きな世界の舞台で研究してきた諸民族の闘争は、規模を縮小し、形を変えて、各多民族国家の領域の内部で繰り返されている。もちろんここでは、さしあたり分割されてい

い一つの国家権力が同時に万人の権力道具とはなりえないということに、諸民族は当惑している。だからすべての闘争の内容は、国家権力の一部分を占有獲得することである。それは、州のものであれ、省や知事や官房職のものであれ、空間的にはもぎ取られるべき部分であり、機能的には切り離されるべき部分だというのである。都合によっては、民族的掠奪の対象は最も笑うべき些事になり、闘争は、最も高貴な解放闘争と最も卑しい獵官とのあいだで、国事犯とビザンチン式の阿諛追従とのあいだで、公然たる謀叛と秘密裏のへつらいとのあいだで、上下するのである。

さらに厭うべきことは、ここでの闘争は、まったく違った手段を用いることである。致命的武器を用いる国家間の戦争は暴力的ではあるが、時間的に限定された格闘である。勝利と敗北は、どちらも解放的および生産的に作用しうる。確実に他を打倒するこの闘争手段は、多民族国家（Völkerstaat）においては拒絶され、民族諸政党は、互いの妨害によって譲歩を強要するよう制限されている。

50年来、わがオーストリアでどのように用いられているか、武器庫を調べてみよう。サボタージュ、抵抗、ボイコット、妨害が！ 相互の文化的妨害、共通の国家的禁止を通じてのみ、それが可能であるということが、この闘いの不幸なところである。

解放はなく、貧困があるだけである。絶望的なことに、闘いはナショナリズムの精神のなかで終わることはできない！ 悪意や拙劣のゆえにではなく、その本質のゆえにそうなのである！

まさにこの事情が、特別な目標をもたらす。

法によるどの争いも、戦争によるどの闘争も、その結末がある。法的な争いは判決に導かれ、それは既判力（res judicata）をつくる。どの戦闘も敗者の屈服で終わる。普通は、国家内部の民族間闘争（Nationalitätenkampf）においては、どちらの解決も与えられない。戦場での決着は許されていない。だがナショナリズムは法律的な区切りに反対し、原則主義的な権力政策だけをおこなう！ 権力闘争が唯一の存在理由である民族政党は、自己の存在を否定することができず、権力闘争をきつと余分なものにするであろうインターナショナルな法秩序を望むことができない。だから、人間としての各政党人が平和を望むほど善良で賢明であり、秘密の委員会では平和を取り決めるほど妥協的であっても、政治的機能に立ち戻って口を開くやいなや、彼はそれを拒絶するのである。われわれが十度経験したところによれば、妥協工作は、太陽にあてれば萎れてしまう地下植物なのである。

誰がなおも自己欺瞞をおこないたいだろうか？ 無慈悲で全く残酷な論理のなかで首尾一貫性をもって認識し、また明白に述べねばならない。多民族国家は、その解体を速めたくないならば、民族政党の国家であってはならない。

いまやここに困難が迫っている。従来国家は、市民的なものでしかありえない。——そしてナショナリズムは、今日まで市民層のイデオロギーである。国家が市民のおよび市民—民族的でしかありえないのなら、それは存在しえない。

だが国家は存在する。——ナショナリズムの勝利にもかかわらず、戦争まで、スイスとベルギーは平穏であったし、オーストリアはナショナリズムの精神の最高の転回点を切り抜け、直接にその存立問題を提起した戦争というテストをいままで切り抜けている。

われわれの過去の行動が、説明を与えている。今日では世界は、インターナショナルでかつナショナルである。それが日毎に事実上インターナショナルになるほど、それは近代的になる。そしてこの

瞬間の逆の見せかけにもかかわらず、被支配階級はその思考様式においてインターナショナルである。彼らのこの思考様式は、階級意識の成長と共に高まっている。

オーストリアのような国家が、意識においてナショナルな側面が圧倒的になると危機に瀕し、インターナショナルな側面が優勢になると、突然また確固とした権力の充実を見せることができるのはなぜなのかを、民族的共同体の相対性と国家の民族（Nation）に対する優越を理解する者は、いまや理解する。オーストリアが、隣国との同盟により掠奪され、さらに分割される危険に直面している一方で、南東では諸民族（Völker）を引きつけ、受けいれることができるほど健全で強力であるのはなぜなのかを、理解できるのは彼だけである。

それは二重の外観であるだけではない。まさしく歴史が国家に与えた別の選択である^{〔原注7〕}。

国家の運命に責任のある者が、公然と、的確に、単刀直入に、譲歩することなく、多民族国家の単純な生存原理である相互民族性（Internationalität）を承認し、それにしたがって、強固な一貫性を持って行動する力と勇気を持っているか否かに、すべてはかかっている。相互民族性、すなわち民族自治を基礎にした民族を超えたインターナショナルな法秩序を承認し、民族的権利の仲裁裁定により民族的権力闘争を終結する。民族諸党派は、外的な強制がなければ、内的なものに変わらない。民族諸党派は、第三者の大命や判決がなければ、民族的権利で妥協しない。そのようなものがなければ、試合に負けてしまう。だが、第三者は、国のすべてのインターナショナルな要因を集めることでしか、現実に現われることはありえない。上述のことにしたがえば、とりわけプロレタリアートがそれにあてはまる。だがもちろん、それだけがそうなのではない。まさにブルジョアジーの最も近代的なグループである工業家と大農家は、民族的平和に最も近く、公職にある知識人、小市民層、また戦時中に国家権力がもっぱら深く身をゆだねていたようにみえる階層である——慣習的に——偏狭な大土地所有層は、そこから最も遠くにいる。

だがしかし、民族諸党派は、重大な問題に直面するはずである。民族的契機の相対性のため、民族的志向性にもかかわらず、民族諸党派は、今日すでに経済的・社会的な諸欲求を持つブルジョア諸党派である。労働者に敵対する企業家、工業関係者に敵対する農業者、両者はすでにあらゆる言語対立を乗り越えて、臨機応変に連合している。すでにそれは、潜在意識においては、経済諸党派である！

眠っていた相互民族性（Internationalität）が如何にして目覚め、意識の敷居を越えて上がってくるのか？ 一方での民族的法理念の完全な実現と、他方でのその結果についてインターナショナルな階級グループとだけ交渉するという戦術原則とを、国家権力が容赦なく承認すること、紛争の危険を冒すに違いないときでさえ、議会の機能麻痺について民族諸党派に上訴なしの有罪判決を下すこと、ある民族的法秩序に反抗するすべての者をこの国家の敵であり墓掘り人であると説明すること、これらのことにより市民的な世論の新たな方向性が近日中に強制されるに違いない。

だがそのすべては、当然にも、国家権力が民族自治を誠実に扱い、それが必要とするいかなる犠牲を払っても実行する意志があるという前提のもとでしかできない。マイネッケの言葉によれば、民族的問題（nationales Problem）の核は、「民族（Nation）の人格」にあり、固有の人格として国家に導かれ、そのなかで——制限された——自決権を確認されるよう努力することにある。従来のすべての案では、ドイツ人もチェコ人も民族（Nation）として現われず、——その発言（Wort）さえも遠ざけら

れ、「言語 (Sprache)」について語られるだけである。民族は、自分で交渉する法主体としてではなく、国家の配慮の対象として扱われ、組織された全体においてではなく、制度のあいまいな受取人として扱われている。無援の子供のために孤児院をつくっても、諸民族 (Nationen) を満足させることはない！

組織された民族そのものを国家の役職に任ずることはなく、卓越した民族同胞を無任所の大臣席に招聘し、民族省 (Völkerministerium) の創設と呼ぶ。主要人物の抜擢によって老兵会を祭り上げても、諸民族 (Nationen) を満足させることはない！

ここでは個別課題をあらかじめ取り扱うことはできないので、わが政府の根本的誤謬の吟味のための諸例を取り上げるにとどまる。事実上であれ、通告によってであれ、郵便局の席だろうと、知事公舎の席だろうと、大臣の席だろうと、地位を認める。だがそのどれも、法的義務の法的実行ではないので、民族 (Nation) の意のままになる財産にならない。すべてはその時々「承認」であり、明日には随意に剥奪されうる瞬間的な「占有資格」である。

そして次のことは、民族諸党派にとってはまさに当然である。占有資格を護るための議会での闘争団をいつも保持することが、彼らには必要である。占有資格の不安定性こそが、真の慰みである。それは占有資格の毎日の移動、掠奪と喪失の余地を残している。両者とも、民族的な英雄になる素晴らしい機会である。どの民族も二種類の英雄を持っている。一方は強気 (à la hausse) に、他方は弱気 (à la baisse) に、民族的な栄誉を考えている。

官僚層にとって次のことはまさに当然である。彼らは、つねに与えられているように見えて、何も与えることなく、王冠に対するまったく統一したオーストリアの官僚層という子供じみた作り話を自己欺瞞として維持し、実際には民族闘争の場あるいは陰謀家の巢窟に溶け込んでいる。

問題にさらに取り組む意欲と能力の欠如のなかで、なんらかの偶然が、すなわちなんらかの対外的紛糾や決定がもつれを断ち切るまでは、暗黙のうちに当面の無政府状態と妥協していることは真実である。

それはわれわれの公的事情の秘密の状態である。このことを知り、秘密にし、この基盤のうえに国家を連れていく政治家たちは、絹糸に値する。

オーストリアの国家権力は——どの多民族国家の国家権力もそうだが——、国家全体のなかに諸民族 (Nationen) を有機的に組み入れ、国家内部の構成諸国に憲法と行政を適応させることによって彼らに法的権利を与え、諸民族が政治的権力をめぐる日常の闘争をしなくてすむ超民族的 (übernational) な法秩序をつくる必要を回避することができない。これに力を入れないなら、多民族国家の存在理由は否定され、これに時間を使わないなら、隣人に別種の解決さぐる時間を与えるだろう。いまやカエサルのごとくルビコン河を渡らねばならず、さもなくば天の時を逃し、将来いつかクロイソスのごとくハリュス河を渡ることになるだろう。

第11節 われわれの任務

諸民族 (Nationen) の政治的権力闘争に代わって、裁判と議会の秩序ある法手続を定めるべきであり、多民族国家の狭い枠のなかで初めて民族 (Nation) の法理念を実現し、将来世界の民族秩序に手

本を示すことができる、国内での超民族的な法秩序を詳細に探求し、まとまった見通しのなかで描写することが、本書の特別な任務である。現行の法形態と法制度の吟味、民族的平和の保証のための新しい法形態と法制度の発見、それゆえ法政策的な任務が問題なのである。だから民族(Nation)を形成する社会学的、歴史的、経済的、政治的な諸事実すべてを研究していることが前提であり、これらの研究に支えられるのである。その対象は、諸民族(Nationen)の闘争の物質的原因の叙述ではなく、平和のすべての可能性、すなわち万人に示されている法による考える解決の形態の提起である。法のほかには、確かに持続的な解決手段はない。暴力は民族的な困難を引き延ばし、延長し、先鋭化するだけである。だが目標は、学問という方法によって達成されるべきである。単なる主観的で勝手な直観から命題をつくり出したり、それを政治的な綱領として披露したり、うまくいくかもしれないという多くの理由をつけて支持して、この綱領を宣伝するような欲求は、それとかけ離れたものである。政治的な教条を考えだし、そこから演繹的方法で個別要求を導くことではなく、一方では民族(Nation)の、他方では従来の法律の現実の発展から、諸民族の生活の進歩と彼らの共生の欲求が必要とする法制度を、帰納的に導き出すことが重要なのである。

もちろんこの法制度は自然の創造物ではなく、人間の創作物である。それは自然に成長するものではなく、その必要性が認識されれば、参加者の意志によってつくられねばならないものである。人間の作業、特にまだ成就されていない作業の学問的な根拠づけが本当になされうのか否かという問題がそこに発生しうる。法的創作物は政治の所産とみなされ、将来の音楽芸術作品と同様にあらかじめ探知することができない——政治学は如何にして可能であろうか？

絵画は確かに高度の芸術であり、空間のなかの諸物を遠近法によって正しく見て、それをカンヴァスに移すには、レオナルド・ダ・ヴィンチのような天才的な芸術家を必要とした。だが、まさにこの任務は、遠近法的な目印を確実なテクニックにした科学によって、今日われわれに容易になったのである。同じように高度な芸術は建築であるが、高層建築の科学的テクニックは、今日その助けになっている。かくして今日、一方における自然科学と他方におけるあらゆる創造的芸術とのあいだには、その能力を数千倍にあげた人間の創作の確かな学説として、特定のテクニックの学が存在する。かくして政治学は、政治のテクニックであり、今日では、テクニックをマスターしていない真の政治家というものは考えられないのである！ 政治が惨めなディレクタンティズムとなり、些細なことにつまづかないようにするには、無限の生活経験と深い研究を必要とする。政治が習得できないものであることを引き合いにだすことは半ば真実であり、世界を理解することなく統治がされているという驚くべきことを是認するような、権力を持つ無学者や多忙なディレクタントに、しばしば国家の業務を任せる口実となっている。

もちろん公式の政治学は、困難な闘争のなかにあるオーストリア・ハンガリーの諸民族(Völker)を、これまでほとんど見捨てていた。

われわれの研究は、すでに初版への前書きで強調しているように、科学的な方法を民族的問題に適用しようとする試みである。解決策の政治的諸前提と法的諸形態を体系的に獲得するという、この試みは、初版発行以来の民族的権利と政治学の継続研究が証明しているように、限られたものには違いないが、成果がないわけではない。

たしかにその際、われわれは同国人による敵対には出会っていないが、特にいわゆる政治家には、原則や体系ほど人気のないものはない。だがその政治家にこそ、遠大な、そして全体的な眼差しが求められるのである。普通の人々が、不規則な出入り、目標のない前進と後退しか見ないところに、政治家は、それぞれの運動の最終傾向と国家の最終目標とを見るべきである。政治家は偉大な運動の指導者であり、政治の戦略家であるべきで、些細な戦術は薄汚い選挙屋に任すべきである。われわれは、ありきたりの思想的怠惰に譲歩せず、どの思想、どの発展可能性も最後まで考え抜き、どの傾向もその根拠と最終的帰結まで追求するつもりである。

利害の衝突の中で実際に実現するものを研究する前に、われわれがまずそれぞれ個々の政治的推進力の究極の帰結を導くのを見て驚くことはない。現実には石は真空の中を落下するのではないにもかかわらず、真空の中の落下の法則を証明する物理学者と、方法論的には違わないことができるのである。抵抗の法則が解明され、最終結果を得るまでには、先を読む忍耐が必要である。この最終結果は一挙に実施されることはできないということは、よくわかっている。だが民族的困難の解決において、最終解決に至るまでに、他民族に対する幾多の部分的譲歩が先行することが避けられないにしても、事物の正常な成り行きのなかで発展の終点にすぐさま到達できないにしても、われわれがどちらへ舵を取っているのかは知らねばならないし、考えうる最終目標を明らかにして決定するよう努めねばならない。またついには、異常な状況——革命と戦争をそう考えている——のもとでは、百年の諸問題が一夜に熟し、解決が現われうるということを覚悟しなければならない。われわれは、通常の生活では、散歩するため以外には、目的なく道を選ぶことはない。れわれの場合、政治的な逍遙も、目的をもたねばならない。

それゆえ、この非实际的で、非現実的で、浮き世離れした、ユートピア的な最終結果ほど現実的なものではなく、この読者をいらいらさせがちな一見理論的な諸原則、諸基準、諸傾向ほど現実的なものはない！ これによって初めて、次の行動と当面の準備の合目的性についての判断を導く視点を獲得できるのである。暫定措置のすべてが、同じ方向の最終解決に向けたものでないなら、目的への道を遮断することにしかない。広い視点がなければ、直近の成功はなく、理論的な洞察がなければ、確実に実践的な提案はない！

特殊な意味では、法学も政治学も、従来われわれに十分役立ってはいなかった。法学は、歴史主義と実証主義に立って、実定法に適うものを歴史のもとで解明するということに限定されていて、生成と形成について問題にすることは許されなかった。再生の陣痛に立ち会う助産婦となることなく、過ぎ去ったものの誠実な検死が、その名誉となるのである。

政治学もまた、われわれにおいては、あまりに長い間、民族問題を見捨てて、最近になって初めてそれに取り組んでいる。国法問題、連邦国家問題が、絶え間なく日程にのぼる。国家学説によれば、多くの連邦国家的憲法形態があり、一度は検討する価値があるにちがいない。真面目なものはなし、どのような形態が適当で、形態の違いで国家や諸民族（Nationen）がどのような効果を期待できるのか？

ドイツ人統一国家が死んでしまったので、民族的国家構成の基礎のうえに、少なくとも連邦としてドイツの性格を持つ連邦国家オーストリアが樹立されるということは、考えられないのだろうか？

奇妙なことに、これまで国家学に対して、ヨーロッパの最も特色ある国家構成がほとんど刺激を与

えてこなかった。われわれにおいては、科学は非政治的なものであり、それゆえ政治は非科学的なものになっていた。専門家はいいいながら変色した講義ノートの番をして、物事を成り行きに任せている。もちろん彼らは、無知の不寛容、いわゆる健全な人間の理解力を誇る無学を是認する。光の使命が照らすことであるように、科学は戦闘的でなければならないという使命は、わが国では放棄された。

かくして諸政府と諸政党は暗闇の中を手探りで進み、相互の妨害で毎年無駄に過ごし、とっくに満期の来た、自己保存の命令の要求する国内秩序の政治的仕事をながらく怠って、ついには武器の世界がわれわれに対してそびえ立つことになった。われわれの怠慢が、絶滅戦争の動機と口実になったのである。1907年の選挙改革の幸福で有望な一例からでさえ、われわれは何も学ばなかった。絶望からわれわれを救いだしてくれるのは、唯一先見の明のある著述だけであるということを、われわれは理解しようとしなさい！

民族自治の創造の巨大な著述はついになされるに違いない！ そのために物事は熟しており、数百万人が解決策を熱望している。私は、1914年春に（『法理念としての民族』）、この理由に他の理由を加えた。「第二に、歴史がわれわれに恵んでくれる時間は驚くほど短くなっている。私が『諸民族の闘争』の前書きの末尾で述べた警告を、再度表明したい。今日問題なのは行動することだ。さもなくば明日はわれわれの子供たちに別の運命が降りかかるだろう。」——今この瞬間、三度目の警告をせざるをえない。この戦争が終わり、われわれが名誉ある平和の達成と保証のために世界会議に集まるやいなや、世界はわれわれに十の民族（Völker）の現状と将来についての説明を求めるであろう。われわれが十分な担保を与えることができるなら、幸いである。国内での公然たる民族間戦争（Völkerkrieg）が、世界の民族間平和（Völkerfrieden）を妨げるなら、災いである。そうなれば、われわれは罪人として大会におもむき、この判決が即座に執行されるように取り計らわれるであろう。

第2篇 多民族国家

第12節 解決策の可能性の展望

確かに、われわれのこれまでの議論によれば、民族（Nation）の政治的考察は、民族という言葉が表示する、人類史のなかの現象についての人類学的、社会学的、歴史的研究とは区別される。この考察方法は、特に国家に対する民族の関係に着目する。すべて政治学は、結局は、国家を対象とするものである。したがって、民族についての政治的理解は、国家が、個人や社会的諸集団（職業、身分、階級等）とそれ自身との関係を法的にどのように形づくっているのかという、すべての法技術の主要問題の一部に触れるのである。

一部の理論家と政治家は、個人の国家に対する関係から民族問題（nationale Frage）に入っていくが、彼らは民族問題を、自分の言葉で法をつくり法を受ける義務と権利を持つべき、異なった日常語を用いる諸個人が、その国家のなかで生活しているという事実、国家行政を適応させる問題にすぎないとしている。だから、彼らは国家に対する個人の関係から出発するが、民族（Nation）が集団全体であるということ、そのようなものとして国家に入り込むということを、あからさまにではない

が、政治行動によって拒否するのである。彼らは、憲法上の制度によって、国家的な大利益集団としての諸民族に、立法、行政、司法に対する一定の影響力を容認するという思想を非難し、民族的言語および特性の保護と涵養とを、単に個人的な基本権だと考える。一方では一定の法圏域内で自立している個人だけを、他方では個人の基本権に制限を付す不可分の国家権力だけを、この理解は認めるのである。それは、一面では原子論的で、他方では集権主義的である。それはリベラリズムの社会学説と法学説から生じ、それらに完全に照応している。

この思考様式とは対立するものとして、多民族国家のなかで互いに対立し、その結合によってはじめて全体国家を形成している諸民族は、固有の利害をもつ集団全体である、という理解がある。多民族国家一般が歴史的な存在資格を持つか否か、特にオーストリア・ハンガリーの諸民族が歴史的な原因だけでなく、将来においても互いに一つの国家体制を形成する根拠を持っているか否か、これは、ここで答える問題ではなく、肯定的な意味で決定すみなものとして前提されている先決問題である。もちろん、政治的な先入見から多民族国家の可能性と必要性を認めない者にとっては、われわれの解明は空虚なものである。われわれに課されている任務は、次のとおりである。一つの国家体制のなかで、多くの諸民族が共生せねばならない場合に、どのような法改革と政治制度が最適であるのか？

この問題には、様々な回答が許される。原子論的―集権主義学派は、異なった民族の諸個人ではあっても、その総和から国家が形成されていると考えているが、第二の学派は、多民族国家は諸個人の塊ではなく、集団存在としての諸民族（Nationen）を、国家の構成諸単位とみなすべきだ、と主張する。だから彼らは、民族のために、特別な共同体として存在する権利を要求し、個人をまず民族（Nation）に編入し、それを通じて初めて間接的に国家に編入する。彼らにとっては、国家は諸民族（Völker）の連合、諸民族（Nationen）の連邦であり、諸個人の集積ではない。この思考様式は、一方では集団的で、他方では連邦主義的である。民族問題は、原子論的―集権主義的理解にとっては、大体において行政技術的な言語―官職問題であるのに対して、集団的―連邦的な理解にとっては、国家組織総体の問題であり、憲法問題を意味する。このような理解は、国家を諸個人の総括以上のものであるとみなす、いわゆる「有機的」国家理論を奉ずる理解に近い。それは、国家を「有機体」と理解しようとする。細胞を組織に、組織を器官に、器官を器官体系に、それを有機体の全体に結びつける有機体である。原子論的理解と対立するこの理解を、有機的理解と呼ぶことができる。

だから、われわれは、二つの絶対的で排除的な対立、すなわち仲介的な見解領域が必要な両極を見ているのだ。実際には、この二つの理解は互いに仲介されずに対立しているのではない。

極端な原子論的理解は、公民の一般的権利についてのわれわれの国家基本法に受け入れられている。多民族問題が調整されているところは、すでに立法者の態度に特徴がある。民族的利害一般が、あらゆる国家的な機関や官庁において、すなわち学校、官職、公的生活のなかで護られるという、憲法で保証された譲渡できない基本権を、この法律はどの個人にも与えようとしている。この基本権の憲法上の保証によって、この基本権に対するいかなる毀損もないように、立法と行政は義務づけられている。論理的に、そのような憲法上の規定は、いかなる施行法も必要としない。どの法律もそのままそれに結びついていて、ある意味で施行法となっている。当然にも、民族全体（Nationsganze）を無視したり、各共同体法を剥奪したり、その代りに個人に民族的基本権を承認したりする試みは、

実践上は不十分なままであり、危険さえもたらすに違いない。個人はそれをほとんど用いることがなく、民族全体(Nationalganze)もそれを利用することもない。そのような試みは、諸個人に匿名の民族の名で行動するよう強制したり、そうする権限を与えて、彼らに責任を負わせるのである。どの民族(Nation)も、そして国家も、ナショナリスティックな弁護人の無責任性に、十分悩まされている。

しかしながら、原子論的な思考が木を見て森を見ないということも、ほとんど明らかである。だから民族(Nation)を、法的な単位としてではなくても、国家にとって重要な集団現象として理解しようとする努力がある。集団現象を把握することは、統計学の役目である。民族の発展と変化、特に内部の移動の統計的研究の成果は、統計学を政治に有用なものにしている。民族は、国家においては行動する主体ではなく、国家の配慮の受動的な対象である。国家は、その好悪に応じて配慮をおこない、民族を助成したり、抑制したりする。この基礎のうえに勝ち取られた法的な綱領要求は、評価者の民族性(Nationalität)および個性によって異なっているが、それが民族的な発展に対する国家行政の多かれ少なかれ不公平な対応を超えることは稀である。

ある点で、この思考方向は、どの民族(Nation)にとっても有意義に役立っている。国家内部の民族の存在がとるにたらぬものとみなされるほど、より熱心に、その自然な、いわば国家以下の存在、経済的および社会的な基礎が調査される。19世紀は、マイノリティとして国家から何の援助も助成も受けず、あらゆる点で法的制限と政治的抑圧に遭遇した諸民族が、それにもかかわらず強力に発展してきたという驚くべき事実を示している。抑圧された歴史的諸民族の再興と歴史なき諸民族の覚醒のこのプロセスは、しばしば国家の政治的権力に対する民族的な権利とは離れて、もっぱら経済的および社会的な発展によってのみ生ずる。オットー・バウアーは、民族形成のこの自然のプロセスを研究し、卓越した描写を与え、法は重要だが、すべてではないということを示した。もっぱら経済学的に教育された頭は、このプロセスに関して、自然の働きを、憲法政策よりも経済政策の貢献に帰する傾向がある。だから、それを民族政策の経済政策的な志向と呼ぶのが、最適である。

そもそも、この思考方向は労働者階級には自明のことであり、非常に実り豊かなものであることも証明されている。オーストリアのドイツ人労働者層には、特に私の著作「ドイツ人労働者とナショナリズム」およびオットー・バウアーの小冊子『メーレンのドイツ人層の民族的・社会的諸問題』を指示しておく。

経済政策的なこの志向が、民族(Nation)を非有機的なものだと、あるいは法学者の用語で、無秩序な世界(universitas inordinata)だとみなすとするれば、集団の一連邦的な志向は、民族を統一的な利害を持つ歴史的・有機的な結合だと把握し、この結合に、憲法によって保証された国家的立場をあてがって、無秩序な世界を秩序ある(ordinata)世界にしようとする。もちろん、この目的の達成は、様々な道を通じて試みられている。そこから、第二グループの内部の様々な分岐した志向が生じている。

この志向の主導原則は次のようなものである。国家は有機的な統一を形成すべきである。それは国家的諸法の担い手であり、オーストリアの国家総体の諸単位の連合を有機的に構成すべきである。この志向にとって本質的ななどの三点についても、この最高原則の諸変形が生ずる。すなわち、1. いか

に多数の民族同胞を一つの単位にまとめるかという様式（組織原理）において、2. 組織された単位としての民族に与えられている権利の範囲（権能範囲）において、3. 諸民族が全体国家に結合されている様式（連邦様式）において、である。三つの問題は、どれも次の中心問題に帰着する。民族的団体がどのようにつくられ、他の社会的諸団体とどのように区切られるのか？（区別原理）

社会的諸団体の種類については、さらに論究することになろう。ここではまず、領域に対する関係が国家内での立場を決定すると考える。多くの人には、それは国家に対して領域が持っている大きな意義にふさわしいと思われ、昔から住んでいる領域と民族（Volk）の関連が決定的であると思われる。彼らは、民族（Nation）をなによりも事実上の定住共同体だと考えている。だから彼らは、法律的には民族（Nation）を属地団体、すなわち領域団体として構成されているものと見たがる。他の志向は、内部での大移動、諸民族（Nationen）の領域的混合、普遍的な移動の自由、人間を土地から解放し、独立させる近代的交通手段形成の観点から、確固たる、あるいは固定した領域境界を基礎とするオーストリアにおける諸民族の組織を見込みのないものとみなし、民族性意識（Nationalitätsbewusstsein）にとってその時々居住地は事実上副次的なことであり、民族を法律的に一種の人的結合、したがって属人団体であるとさえ理解しようとしている。この違いは極端な対立であり、その両極は、中間項をことごとく遮断している。だから、集団の一連邦主義的な諸志向は、属地団体（Territorialverband）の支持者と属人団体（Personalverband）の支持者のなかで、もっともよく体系的に組織されうるのである。前者の政治的目的は、オーストリアにおいては以前から、帝室直属地自治と地方自治であるが、戦争以後は、地方領域全体（カルパチア地方、ズデーテン地方、カルスト地方、沿海地方）の国法上の独立あるいは特別な地位である。後者の目的は、領域とかかわりのない文化共同体としての諸民族（Nationen）の自治である。当然、この区別原則は、上述の三点、組織、権能、連邦様式にとって、決定的なものである。

属地団体のシステムは、多民族国家オーストリアにおける、前世紀の歴史にとって非常に重要な民族性原理の持ち越しである。二月革命の時代にヨーロッパの大きな諸民族（Nationen）を揺さぶり、大きな統一民族国家の建設をその帰結とした強力な精神運動は、メッテルニヒ体制のもとに呻吟していたオーストリア帝国、後にはオーストリア・ハンガリー君主国の、多数の歴史的諸民族および歴史なき諸民族（Nationen）をも捉えていた。大きな種族ほど、その要求も大きい。マジャール人とポーランド人が、独立自治の国家体制の建設を求めたのに対し、ライタ川のこちら側のスラヴ人は、彼らが住んでいる領土に、多かれ少なかれ構成国と同等な自治を要求した。すでにクレムジール帝国議会において、属地システムの支持者が、二つのフラクションに分かれた。一方は、帝室直属地の歴史的な形成から出発し、他方は、言語境界によって与えられる地域構成のなかの一民族（Nation）が定住しているまとまった居住地を、君主国の連邦の連合の基礎にしていた。この見解を、属地システムの歴史的理論と区別して、属地システムのエスニック理論と呼ぶことができる^{〔原注8〕}。

民族的な問題についてこれまで記してきた見解は、問題そのものと同じくらい古いものであり、集団としてのオーストリアの諸民族に代表され、今日まで争う余地のないものとしてされてきた。どの民族も、現実の、あるいは想像上の利益のどのような破片も放棄しないからである。ドイツ人は、もともと極端な形態の原子論的—集権主義的な志向を持っていたが、今日では、その一部は、歴史的な

属地システムに、すなわち帝室直属地であれ、かつてのドイツ連邦諸邦のグループ全体であれ、国法的な統一に忠誠を誓い、他の一部は、ほとんど学問上でのみ生きている民族の一部を、少なくとも経済的・社会的集団現象として評価しようとして、さらに、法律によれば民族的ではないが、実際にはドイツ的と認められるオーストリア国家の性格に満足しようとしている。ドイツ人の第三の部分であるドイツ人社会民主党とそれが指導する労働者階級は、ドイツ人の民族自治を要求している。固有の政治的歴史を持つ比較的大きなスラヴ諸民族 (Völker) であるチェコ人、ポーランド人、クロアチア人は、歴史的諸民族 (Nationen) として、属地的自治の歴史的な理解を奉じている。ルテニア人やスロヴェニア人のような比較的小さい諸民族は、歴史なき諸民族 (Nationen) としてエスニックな理解を奉じている。非ドイツ諸民族 (Nationen) の社会民主主義諸党は、不明瞭で矛盾した振る舞いをしていて、すべてのこれらのシステムは矛盾しているし、今日まで、誰にとっても、明白な恒常的な議会多数派はないのだから、オーストリアの問題は、まったく解決不能のようにみえる。

法律では有効でも、それ以外では信用を喪失している原子論的・集権主義的理解を度外視すれば、対立をより仔細に検討すると、永続的な争点は領域であるということが明らかになる。問題の解決可能性に絶望していない者はすべて、この論点、すなわち国家の領域に対する関係と、民族の領域に対する関係を研究せねばならないだろう。その見解によれば、たとえすべての人を感激させるものではなくても、誰にも受け入れられる解決策は、国家にとってではなく、相対立する諸党派にとっての係争点である領域を、中立化する場合にしか可能でない。この理解は、民族感情にとって居住地は本質的なものではないと説明し、民族を、定住共同体というよりも、同じ考え方と同じ話し方の共同体、すなわち人的団体と捉え、民族を領域なき人的団体、いわば公法上の同輩関係 (Genossenschaft) として構成している。

理論的討論の最終局面は、属人システムの論理一貫した完成によって与えられる。そのシステムは、民族同胞だけで構成され、定住地域のまとまりにかかわりなく、すべての民族同胞を包含する団体による完全な民族的自己行政を要求する。その際、このシステムは二重に行われる場合がある。どの場合も、民族のおよび国家的アジェンダという二つの権能範囲で、すべての国家的機能が決定される。しかし民族的アジェンダと民族が、信仰共同体 (純粋な同輩関係システム) のように、まったく脱国家的であることもあれば、民族的属人団体が、国家の部分や機関となり、諸民族 (Nationen) そのものが帝国の構成国家となることもありうる。民族 (Nation) が国家に組み込まれるか、脱国家化するか、民族が国家に並び立つのか、そこからまったく離れるのか、それが根本的な相違である。

近年ようやく、この違いが理論のなかに導入されている。属人原理は、私が、パンフレット、シノプティクス著『国家と民族』(ヴィーン、1899年)で、はじめて理論のなかに導入し、民族政策に導入した。どの新しい考えも同じだが、それが多くの誤解を招いたのは仕方のないことである。私は、私の著作『オーストリアの革新』の「属人原理」の章(第2分冊、160頁以降)で、すでに誤解を払っておいた。ここではまず次のことで十分である。それは、私にとっては、理論における認識手段として、民族 (Nation) と民族の区別原理として役立つが、内部組織、国家的権能、諸民族 (Nationen) が互いに、および全体国家とどのように結びつくのかという仕方(連邦様式)について、まだ何も述べていない。私がシノプティクスのパンフレットと本書第1版で提示した理解にした

がえば、民族はその性向から国家建設的なもので、必然的に多民族国家においては国家の分枝である。その点、民族自治の本質や中核は、諸民族の公式の分離の手段である民族性原理にはない。民族自治によれば、民族は、国家と同等の、国家に編入された団体である。

しかしながら、私の著作は、民族を、まったく国家から取りだし、完全にそれと分離し、一方では民族文化にかかわる事柄を自主的に処理し、他方では、国法的な権能の担い手たることを放棄し、合衆国における教会のように、国家から距離を置いた公権を持つ純粋な同輩関係として構成するという極端な理解には同意を与えなかった。この極端な形態にいたるまでの属人原理の基本思想は、特に東ヨーロッパのユダヤ民族運動によって仕上げられた。民族を純然たる民族的文化的同輩関係として構成しようとする、それゆえ純粋な同輩関係システムと呼ぶのがふさわしい「民族的文化的自治」のこのシステムを、ブリュン綱領の民族自治と混同することはできない。このシステムは、この綱領の「多民族－連合国家 (Nationalitäten-Bundesstaat)」に帰着するものではなく、諸民族を特殊な位置に置くだけでなく、実際には国家の外に置くような集権主義的統一国家を前提とするものであるからである。

理論的にありうる政治の方針は、純然たる民族的文化的同輩関係の純粋に同輩関係的なこのシステムで尽きていると、私には思われる。上述のさまざまな見解の単なる結合を意味する以上のものが、諸システムのこの閉じられたシステムのどこに挿入されるのか言うのは難しい。民族についての判断が単に原子論的なものでも有機的なものでもありえ、有機的な判断がまさに属地的なものでも属人的なものであり、属人的な判断が他ならぬ国家的なものでも脱国家的なものでもありえるのだから、新しいまったく折衷的な理論は、私には考えられない。かくしてこの基本理解から要請される諸解決策の政治的な合目的性と影響力の比較研究は、まとまりを持ったものになり、どの個人にとっても彼にふさわしい方法を決めるのを容易にする。個々の見解の論評に入る前に、私は考えうる諸見解を概括的に総括してみたい。

A. 原子論的理解：民族 (Nation) は、団体として構成されていない諸個人の集合である (個人主義)。不可分の統一国家は、直接に諸個人に対峙している (集権主義)。

a) 純粋な個人主義：民族は、「民族性 (Nationalität)」と呼ばれる個人の特性においてのみ存在する。民族性は、個人の単なる個人的な基本権である。

b) 民族は、権利においては個人主義的であり、それ以外では、経済的および社会的な規定性をもつ非有機的な集団現象である。

B. 有機的な理解：各民族 (Nation) は、法的単位を形成し (集团的)、諸民族の団体 (Verband) が国家を形成する (連邦主義的)。

a) 属地システム：民族の領域 (Gebiet) は、一つの構成国家を形成する。

1. 歴史的な理解：国家としての歴史を有する諸民族 (Nationen) だけが、国家を建設できるものと認められうる。その歴史的な国家領域がその支配範囲 (Herrschaftsbereich) であり、オーストリアの構成諸国家である。より正確にいうと、伝統的な帝室直属地か歴史的な領邦集団である。

2. エスニックな理解：どの民族も、歴史なき民族でさえ、国家建設的な存在である。にもか

わらずその資格があるのは、各民族自身が定住している領域でだけである。構成諸国家はまとまった民族的定住領域である。

b) 属人システム：民族は、領域とは本質的な関連を持たない。民族存在の中核は、定住共同体ではなく、文化一言語共同体である。それゆえ属人団体として構成することができる。

1. 民族的団体 (Die nationale Körperschaft) が国家に編入される。国家資格の所有者、連合国家の構成国家：民族自治 (nationale Autonomie)。

2. 民族的団体 (Die nationale Körperschaft) が脱国家化される。国家資格のない自己行政権をもつ純粋な同輩関係 (Genossenschaft)：民族的文化的自治 (national kulturelle Autonomie)。

思うに、考えうるすべての解決策を含むこの枠組みを詳しく述べるのが、われわれの次の課題である。

第1章 原子論的理解

第13節 個人の個人的基本権としての民族と民族性

人間の諸結合をつくる社会的な力は、利益の共通性である。隣人の日々の協働のもとでのみ満足させる個人の多くの利己的欲求がある。この協働を確実なものとするための主要な手段は、一方では、仕事の交換、すなわち他者の利己的な利害を自己のそれと調和させる交通であり、他方では、仕事の結合、すなわち、結合行為の成果を個々人に分配するための連合 (Assoziation) である。この仕事の結合は、すべての成員が自発的に望んだ、誰もが承認している共通の利害によって要求される契約による結合であるか、現実の、想像の、あるいは虚偽の全体の利害のなかで、抵抗に逆らって権柄づくで遂行されるものでもありうる。前者の場合は、共通利害や自由団体、後者の場合には、全体利害や強制団体ということになる。任務と目的の原則的普遍性を原則としてもつあらゆる共同体利益をもつ最高の強制団体は、国家である。

したがって、法秩序による民族の問題の原子論的あるいは有機的な処遇、個人主義的あるいは集団主義的な処遇の認可は、民族的利益がどのように実現されるのか、まず国家—法秩序の基礎である利己主義的な個人の利益であるか否か、さらに、幾人かの自由な結合によってであれ、すべての民族同胞による強制団体によってであれ、各個人から切り離されているか否か、という先決問題に対する回答にかかっている。民族利益が、道徳の範囲に属する倫理的利益であれば、もちろん民族的諸関係の法律的調整は不必要であり不可能であり、したがって民族は、法と国家の彼岸にあるのである。それが物質的で外面的で、固有の影響範囲のなかで個々人によって実現されうるものであれば、民族的生活は、各公民の最高の基本権である個人の人格的自由以外の防壁を必要としない。しかしながら、個人がその民族的利益さえ貫徹できず、そのうえ同時にそれによって民族全体の利益を保護することはできないことが示され、しかも利害関係者の自由な結合で満足するならば、完全な結社と集会の権利および国家権力の受動的抑制で間に合うであろう。結局、これらのすべての手段が、民族的欲求の満足に十分だというわけではなく、そのためにはすべての民族同胞の支配強制団体が必要なので、民族 (Nation) は、支配強制団体をその本性とする国家の権能範囲の確実な公的権利を必要とする。かく

して民族は競争する対等な形成物として国家に対抗し、国家に屈服するか、民族に国家的権能を移譲して、力と力を相殺するよう要求する。

民族的利害は、今日の信仰のような倫理的なものではない。近代的発展のもっとも顕著な基本線は、人間の社会化（Vergesellschaftung）である。それは、異なる言語を話し、一つの鎖につながれ、監督の合図と鞭に従っているエジプトの国家奴隷の機械的な紐帯ではない。今日では、鎖は多様に絡み合った利害であり、鞭はわれわれの欲求であり、合図とは法的命令の話し言葉と書き言葉である。最高の精神的欲求と最低の肉体的欲求は、言葉に媒介される。言葉のない人間は人間社会の外にあり、理解されない言葉の人間は、われわれの共同社会（Gemeinwesen）の外にいる。土地の言葉（Landessprache）を知っていることは、われわれの物質的繁栄の第一の最重要の手段であり、それを知らないことは、不自由と社会的追放の原因である。余所者（Fremde）は、困難な闘いによってようやく先住者と対等の地位を獲得する。征服によってある種族全体が他の種族に服属する場合には、その特性を喪失した後の社会的な屈辱から、集団としてその種族が、経済的・社会的に平等の地位に上昇するまでには、数世代かかる。たとえ子孫たちが、かつての民族性（Nationalität）の絆が維持されていた場合よりもよかったと、新しい状況のなかで感じることもあるとしても、民族の没落は、当事者にとって、数世代の苦難と侮蔑を意味する。民族的な繋がり の確固たる存続にたいする各個人の利己的な物質的利益は、それにかかわっているのである。その際、歴史、文学、技術を通して、それを倫理と理想主義の金の糸で紡ぎ直すことができることは、いささかも否定すべきではない。

たしかに、ある民族の成員すべてにとって、民族的な利益が内容と強さの点で同等である、などということは主張できない。労働者の民族的利益は、小商人、農民、役人、工場主のそれとはまったく異なった方向を向いている。民族的利益と経済的利益、とくに職業一階級利益との多様な混淆の描写には、別におこなわれている広範で困難な研究が必要である^[原注9]。この点については後ほど若干述べる。いずれにせよ、ある民族のすべての成員が、その差異にもかかわらず、確実な共通利益を持つことを承認することはできるが、それが他のすべての利益、経済的利益さえも凌駕する意味を持つと主張するものではない。民族的全体利益の存在については、私はここでは承認されたものと前提しなければならない。ここでは、私が演繹的に推論し、あれこれの例で証明することで十分に違いない。

民族的な紐帯が、統一した自由な民族国家において損なわれないかぎり、国内政治における民族的利益は、除去されることなく認められる。すべての民族的欲求は国家によって狭義の国家的諸欲求と同様に満足させられる。民族国家においては、除去できない民族的な諸利益が分離され、妨害的な対立と感じられるようになる。それが集団的性格を持つものであり、支配的な強制団体によってよく満足させられていることはすでに知られていることである。民族国家においてはそれはもっぱら国家によって完全に満足させられている。それは本来の国家的な任務と融合し、公的利益の全体となっている。この融合は、多民族国家ではたちまち消え去ってしまう。対外防衛の利益と同様、ある種の公的諸利益はすべての国家成員に共通し、それゆえ純粋に国家的なものである。民族的な特別な諸利益は違う。民族同胞の集団的利益全体の融合のなかに存在するものは、国家と民族がもはや一致しないところにも存在するに違いない。

国民学校のような容易な例が証明しているのは、個人も自由な団体も民族的な利益を満足させるこ

とができなということである。通例、子供が教育を受けることは、両親の個人的で利己的な利益である。しかしながら、彼らは個々にその利益を満足させることはできない。ここで初めて利益の共通する者の自由な団体、教育団体の設立が着手される。しかしすぐにそれでは間に合わなくなる。彼らの利益は、しばしば両親の犠牲と損失を意味する。疑いもなく個人よりも生命の長い全体の利益となるものが、同時につねに全体として万人の利益であるというわけではない。全体の利益は共通の利益ではない。教育負担を担う意志と能力のない両親がいるからである。全体の利益は推進され、自由意志の契約による自由な団体に代わって、反抗する者を強制する強制団体が設置される。今日では、庶民教育を全体によって実現されるべき全体の利益ではないと考える者はいないし、初級教育が民族的教育だけであることを認めない者はいない。そして庶民教育と同様、多くの他の案件も民族的な集団利益の対象である。

民族(Nation)を同質の諸個人の塊にすぎないと見なす者は、文字どおり木を見て森を見ていない。この塊を諸個人の集積にすぎないと見なし、有機的な統一であると見なさない者は、諸民族(Nationen)が統一的に考え、感じ、行動するというのを忘れている。統一的な国家的な思考—意志機関が欠けているならば、その集積は、ばらばらの思考、うつろな感覚、鈍重な行動である。それが新しい機関、言論家と行動家を見いだすまでは、数千の頭、心、腕のなかにあるのだから。それまでは、空想のなかで考えられ、歌のなかで感じられ、夢の中にあり、粗野な大衆叛乱の頂点に現われるだけである。風が木の葉のあいだを夢のように消えていくように、それは口の端を駆け抜けるだけである。われわれは民族(Volk)であり、国家であることを望む！ この深い内奥からの衝動が、今日オーストリアのどの民族(Nation)をも、いわゆる連帯保証(Gemeinbürgerschaft)に向かわせ、あらゆる対立にもかかわらず繰り返し民族政党と一緒に保持する。それは引き裂かれたポーランドのなかでうごめき、イタリアの内部の不死の魂であり、のんびり日を送るフランスの永遠の炎なのである。

ブルンチュリは言う。「どの民族も、国家をつくる使命と権利がある。人類が多数の諸民族に分かれるのと同じ数の国家に世界は裂かれるべきである。どの民族も一つの国家となり、どの国家も民族的な存在になるべきである。」民族が国家として存在する生得の権利は、個人の基本権に譲歩せねばならないというのか？ 第19条が個人に与えているような基本権の濫用なのか？ 個人にその言語と特性を保証するのに国家が十分なことを行っていると信ずることは、民族問題の性質についての最悪の誤認である！ すべての民族は、まとまった統一であり、自らの主人であろうとする消しがたい志向をもっている。諸民族は法的にはそのようなものではないので、政治的になり、統一と自決の権利を権力諸要因として闘い取ろうとする。

民族(Nation)というこの強力な国家形成要因は、オーストリアにおいては今日なおまったく国家的な機能を持っていない。民族に関する立法もないし、民族行政もない。この事実の意味を正確に考慮しなければならない。わが国で多民族問題(Nationalitätenfrage)を調整しているとされるすべての規範は、国家の行政活動の言語的側面の整理を課題としたもので、それ以外は何もない。民族的生活の保護は、精神病院や消防署や文化行政のような行政活動の具合的な限定された対象ではない。民族と民族的全体利益はわれわれの法律にはまったく存在しない^[原注10]。

われわれの法律は、巧妙な行列装置によりつねに個人を一人ずつ順々に鼻先に導いている、近づき難くふんぞり返っている劇場の切符売りに似ている。その場合、これらの諸個人が異なった言葉話を話しているという決定的な事実にも、もちろん彼は気がついていて、彼はそれらの言葉で彼らとどうにか意志を疎通できるので、出来るだけのことをした。この状況で、国家における民族の法的意義ははなはだ哀れむべきものであり、諸民族（Nationen）の政治的な権力志向の方策は不可避である。民族的な集団全体に何らの法的請求権も保証せず、言語の通用力に関して個人に無内容な同権を保証するだけの哀れむべき空虚な約束でもって、全範囲にわたる国家権力に対する生得の権利を民族に返還することを要求する民族理念は丸め込まれるべきというのだ！ それは純粋なカエサルが無ではないのか？ 個人の基本権の原子論的な立場に立脚するオーストリアの国家基本法は、決して好ましいものではない。民族の個々の成員を、民族集団全体の生活に結びついた民族的利益の担い手にすることは、逆説的に見えるかも知れない。だから第19条は、真の同権の黄金時代への手形であり、目をくramsただけで、実効なく消えていくある種の花火にすぎないと見なされるべきである。

原子論的基礎の上に立つ解決は失敗せざるをえないであろう。そのようなものと推定されている強制団体だけが実行できる諸権利を、個人の諸請求権に換えることはできない。あらゆる生活状態、あらゆる場所、あらゆる裁判所、あらゆる官庁で見られ、なおその上に民族全体が有効になるようなひとまとまりの公民権を個人にあたえておこうとすることは、率直な意志と最良の法学的な構成力がある場合でも、見込みのないことである。諸民族（Nationen）のなんらかの集団組織がなければ、法技術的に問題に接近することはできない。あらゆる困難に打ち勝つような公民権ならば、それが国家や他民族によるどのような侵害からも民族全体を保護するための真の願望の形式となるに違いないという者がいる。タニアチキエヴィチは、ここで批判された見解全体にとって特徴的な、「私はオーストリア市民である（Civis Austriacus sum）」という宣言によってその形式を見つけようと考えた。

第14節 集団現象としての民族

個人としての民族だけを見て、全体としての民族（Nation）を見ない者は、民族を満足させる法技術的な手段を誤る。しかしこの全体はおそらくは諸個人の集積、集団でしかありえない。それは、政治的な単位ではなく、ただ民族学的、経済的、社会的等々の単位であり、それゆえ既に受動的民族存在（Volkheit）と呼ばれたものである。われわれの前には、さながら強力な保護が、固有の魂のない、特に固有の意志を持たない貧困な団体に対する国家的保護があるかのごとくである。

民族誌と民族学、社会学と経済学は、すでに強調したように、民族政治家にとって必須の補助学問である。それらは諸民族（Nationen）の成長と衰退の諸原因を研究し、証明することによって、民族の順調な発展に深い関心を持つ政治家に、目的に沿った方途を選ぶよう教える。諸民族の本質的な発展動因は経済的および人口的な潜在力である。それに対する個人の影響はとるに足りないが、国家は重要な影響を行使できる。国家の活動がこの点に関わるものであるかぎり、経済問題は同時に民族問題でもあるのだ。しかしながら、統計学および経済学の教育を受けた政治家は、まさにここに多民族問題の法的な調整の最大の困難を見いだす。彼らはある案件をあらかじめ民族的あるいは非民族的ものと特徴づけ、民族的および政治的な能力を限定することを見込みのないのだとみなすからだ。

工業と農業との対立は経済的に自然のことである。だがドイツ人の多数が工業と商業に従事し、スラヴ人が農業活動を行うので、この対立は容易に民族的な装いに隠されることがあり、民族的な過熱の際にしばしば事件となる。必然的につねに民族的なすべての案件について、諸民族を政治的な権力要因であることを免れさせるような民族的な法の支配のもとでは、経済的な事柄からただちに民族的な外皮が落ちるに違いない。どの民族においても、未発達なものであれ、すべての経済的志向が現れているのだから、特定の経済的色合いの各民族の利益集団は、例えば農業的、工業的、商業的、プロレタリア的な利益集団は、どの問題においても、すべての民族、あるいはほとんどの民族の、経済的に同じ陣営にある集団の代表が味方であり、すべての民族の対立的利益は敵の陣営にあると見えるだろう。この事実は、毎日毎時間、経済的な利益が優越するところで、排他的な民族利益の幻想を打ち壊しているかもしれない。なんらかの経済的な方策が、ある民族(Nation)の全体の利益に沿う場合でさえ、それは民族としての民族ではなく、一定の領域の住人として、あるいは一定の経済形態の成員としての民族に有益なのであることが明らかになるかも知れない。普通選挙権と民族自治とは、有効な相乗作用と相互作用によりすべての事柄に自然の重みと見通しとを再びあたえるであろう。

民族的政治家たちの注意を国内の文化事業に向けるのに、統計的および経済的な考察方法が如何に有用であり、それが学派をなすことになれば祝福に満ちたものであるかもしれないが、民族法(Nationalitätenrecht)の可能性と多民族国家のための法律のおよび立法的活動の有用性に関する支持者は悲観的で宿命論的になる。通例は、彼らこそ民族国家理念の代表者に数えられる。彼らは一番に立法と行政をもっぱら一民族の道具にしようとしているからである。言語令が多数の民族構成員にどのような影響をあたえたかという特別な問題にわれわれの眼を向ける前に、まず彼らと対決しよう。言語問題も個人的権利の対象および民族的集団の利益と見なすことができる。

[原 注]

- [1] これについては、特に“Österreichs Erneuerung” I, Seite 69: Demokratie und Autonomie, und unten §29: Die nationale Freiheitを参照。
- [2] 一方では法的な労働保護のためのインターナショナルな協会により、他方ではヨーロッパ諸国により、設立されたバーゼルの「国際労働機関」が、例として役立つ。それは、インターナショナルな労働者保護会議を定期的に開いている。その作業の成果の一つが、婦人夜間労働のインターナショナルな禁止である。
- [3] この問題については、私の著作“Marxismus, Krieg und Internationale”, Sechster Abschnittが、詳細に論じている。
- [4] “Nationalitätenfrage und Sozialdemokratie”, III. Abschnitt, Seite 146 bis 281, “Der Nationalitätenstaat” und VI. Abschnitt, Seite 382 bis 439: Wandlungen des Nationalitätsprinzips”。
- [5] 多くの側面を持つこの思想がただちに帝国主義に奉仕し、場合によっては、異言語地域の併合を弁護するということとは打ち消せない。この濫用のゆえに、われわれがこの思想そのものを認めないということとはできない。
- [6] “Österreichs Erneuerung”, I, Seite 38ff.: “Der übernationale Staat”, “Noch einmal der übernationale Staat”, “Staat und Nation”。
- [7] ここには、1914年4月に出版された小冊子“Die Nation als Rechtsidee”の以下の章句が続く。「選択の自由がすでに忘れられたものになっていないので、今日では、よりよくなされる。」当時予想された試みを、その後すぐ世界戦争がおこなった。いまはまだそれは完了していない。
- [8] 私は、オーストリア・ハンガリーにおける民族理念の歴史的発展について、以下の拙著で叙述した。“Grundlagen und Entwicklungsziele der österreichisch-ungarischen Monarchie”. Wien. Deuticke, 1906.
- [9] 特にオットー・パウアーの前掲書を参照。拙著 “Grundlagen und Entwicklungsziele der österreichisch-ungarischen

Monarchie”, §5 und §6. をも参照。

[10] 本書の第一版発刊以後，メーレンとブコヴィナにおける現実の民族的権利の萌芽がつくられている。